

入札心得書

入札者は次の事項を遵守してください。

- 1 入札者は、指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
- 2 やむを得ない理由があり、指定された入札の日時及び場所に参集できない場合は、入札書を書留郵便で提出することができる。
その場合は封書の表に「魚沼地域振興局消雪井戸整備業務 入札書在中」と朱書の上、新潟県魚沼地域振興局長宛てに7月3日（金）午後5時（開札日前開庁日）までに到着するよう提出すること。（提出先：魚沼市大塚新田91-4 魚沼地域振興局）
- 3 入札者は、仕様書等を熟覧し、自己の商号又は名称を標記した封筒に所定様式の入札書を入れて提出すること。
- 4 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始前に提出しなければならない。
- 5 入札者は、一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 6 無効入札の主なものは次のとおりである。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
 - (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (4) 他人を脅迫し、その他不正行為による入札
 - (5) 入札に関する条件に違反した入札
 - (6) 入札者が不当に価格をセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは、全部の入札
 - (7) 入札保証金を納付しないもの又はその金額が不足のもの以上の入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。
- 7 再入札は1回を限度として行う。なお、この再入札には無効入札をした者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。
- 8 入札者は、入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。